

公取取第 55 号
令和 7 年 5 月 27 日

開示決定等の期限の延長について（通知）

黒薮 哲哉 様

公正取引委員会事務総局
経済取引局取引部長 原 一弘



令和 7 年 4 月 21 日付けの行政文書の開示請求については、下記のとおり、行政機関の保有する情報の公開に関する法律第 10 条第 2 項の規定に基づき、開示決定等の期限を延長することとしましたので通知します。

記

1 開示請求のあった行政文書の名称

「1997 年（平成 9 年）12 月に公正取引委員会が下した(株)北國新聞社に対する「押し紙」の排除勧告の後、1999 年（平成 11 年）7 月に公正取引委員会が新聞特殊指定を改訂して、従来の「注文部数」を「注文した部数」に変更（「新聞業における特定の不公正な取引方法」の箇所）するまでの期間に、新聞特殊指定に関して公取委と新聞公正取引協議会の間で行われた話し合いの全記録。

2 延長後の期間

開示請求があった日から 60 日以内。ただし、同法第 4 条第 2 項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

3 延長の理由

開示請求に係る行政文書の精査及び開示の可否の検討に時間を要するため。

4 担当課等

公正取引委員会事務総局経済取引局取引部取引企画課
TEL : 03-3581-3371（直通）